

件 名	栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部改正について
提案理由	利用料金体系の見直し等を内容とする栃木県立とちぎ海浜自然の家条例の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部改正について

教育委員会事務局生涯学習課

1 改正の趣旨

利用料金体系の見直し等を内容とする栃木県立とちぎ海浜自然の家条例の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

- (1) 海の展示館の廃止に伴う利用時間の規定の削除
- (2) 「教育指導者等」の料金区分の廃止に伴う教育委員会が定める「教育指導者等」の定義の削除
- (3) 利用料金体系の見直し等による利用許可申請書及び利用許可書の所要の整備(※)

※ 利用料金体系に合わせた様式の整備を行うことから、「教育指導者等」欄、「小学生以下」及び「中学生」欄を廃止し、「中学校生徒以下の者」欄を新設する。

また、「宿泊」及び「日帰り」欄の新設、運動施設の無料化に伴う区分の削除等、所要の整備を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則の一部を改正する規則

栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則（平成四年栃木県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 削除</p>	<p>（海の展示館の利用時間） 第四条 海の展示館の利用時間は、九時三十分から十七時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを臨時に変更することができる。 （教育委員会が定める者） 第十条 条例別表備考三に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 一 学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合における教員等の指導者 二 教育委員会が海浜自然の家において主催する事業への参加者 三 大学の学生 四 青少年団体、成人団体等の社会教育関係団体の構成員及びその指導者 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者</p>
<p>第十条 削除</p>	

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号（第5条関係）

利用許可申請書 年 月 日						
指定管理者	様					
申請者	所在地 団体名 代表者名 電話 ()					
次のとおり栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用したいので申請します。						
行事等の名称						
利用目的						
利用期間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 泊 日					
プールの利用	有 ・ 無					
区分	利用予定者（人）			※実利用者（人）		
	男	女	計	男	女	計
中学校生徒以下の者	宿泊					
	日帰り					
高校生等	宿泊					
	日帰り					
その他の者	宿泊					
	日帰り					
計	宿泊					
	日帰り					
連絡先	住所 連絡（引率）責任者名 電話 ()					

- (注)
- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 2 プールの利用の欄は、該当するものに○印を付けること。
 - 3 「宿泊」とは、宿泊を伴う利用をいい、「日帰り」とは、宿泊を伴わない利用をいう。
 - 4 利用計画及び食事数についての資料を添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

利用許可書					第 年 月 日 号	
様					年 月 日 印	
指定管理者					印	
年 月 日付けで申請のあった栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用を次のとおり許可します。						
行 事 等 の 名 称						
利 用 期 間		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時 泊 日				
プ ー ル の 利 用		有 ・ 無				
区 分		利 用 予 定 者 （ 人 ）			許 可 の 条 件	
		男	女	計		
中 学 校 生 徒 以 下 の 者	宿 泊					
	日 帰 り					
高 校 生 等	宿 泊					
	日 帰 り					
そ の 他 の 者	宿 泊					
	日 帰 り					
計	宿 泊					
	日 帰 り					
利 用 料 金		円				
利 用 上 の 注 意		<ol style="list-style-type: none"> 1 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。 				

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(生涯学習課)

改正後						
別記様式第1号(第5条関係)						
利用許可申請書						
年 月 日						
指定管理者 様						
申請者 所在地						
団体名						
代表者名						
電話 ()						
次のとおり栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用したいので申請します。						
行事等の名称						
利用目的						
利用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時 泊 日					
プールの利用	有 ・ 無					
区分	利用予定者(人)			※実利用者(人)		
	男	女	計	男	女	計
中学校生徒以下の者	宿泊					
	日帰り					
高校生等	宿泊					
	日帰り					
その他の者	宿泊					
	日帰り					
計	宿泊					
	日帰り					
連絡先	住所 連絡(引率)責任者名 電話 ()					
(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。 2 プールの利用の欄は、該当するものに○印を付けること。 3 「宿泊」とは、宿泊を伴う利用をいい、「日帰り」とは、宿泊を伴わない利用をいう。 4 利用計画及び食事数についての資料を添付すること。						

改正前							
別記様式第1号(第5条関係)							
利用許可申請書							
年 月 日							
指定管理者 様							
申請者 所在地							
団体名							
代表者名							
電話 ()							
次のとおり栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用したいので申請します。							
行事等の名称							
利用目的							
利用期間	年 月 日 時～ 年 月 日 時 泊 日						
利用施設	1 プール		2 自転車モトクロス				
	3 テニスコート		4 多目的コート				
	5 その他()						
	区分	利用予定者			※実利用者		
		男	女	計	男	女	計
小学生以下							
中学生							
高校生等							
一般	教育指導者等						
	その他の者						
計							
連絡先	住所 連絡(引率)責任者名 電話 ()						
(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。 2 利用施設の欄は、該当するものに○印を付けること。 3 「教育指導者等」とは、栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則第10条に定める者をいう。 4 利用計画及び食事数についての資料を添付すること。							

改正後

改正前

別記様式第2号(第5条関係)

別記様式第2号(第5条関係)

利用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用を次のとおり許可します。

利用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用を次のとおり許可します。

行事等の名称				
利用期間		年 月 日 時～ 年 月 日 時 泊 日		
プールの利用		有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>		
区分		利用予定者(人)		許可の条件
		男	女	
中学校生徒 以下の者	宿泊			
	日帰り			
高校生等	宿泊			
	日帰り			
その他の者	宿泊			
	日帰り			
計	宿泊			
	日帰り			
利用料金		円		
利用上の注意		1 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。		

行事等の名称		年 月 日 時～ 年 月 日 時 泊 日			
利用期間					
利用施設	1 プール	2 自転車モトクロス			
	3 テニスコート	4 多目的コート			
	5 その他()				
	区分		利用予定者		許可の条件
			男	女	
小学生以下					
中学生					
高校生等					
一般	教育指導者等				
	その他の者				
計					
利用料金		円			
利用上の注意		1 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。			